

広島県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十一年二月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

整理番号	道路の種類及び路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三〇三	県道上筒賀津浪線	山県郡安芸太田町大字中筒賀字東国僧平一三八九番地先県道中筒賀下線交点から山県郡安芸太田町大字中筒賀字東国僧平一三九一番地先県道中筒賀下線交点まで	二・三〇〇 三・八〇〇	一〇、八八〇	
		山県郡安芸太田町大字中筒賀字東国僧平一三九一番地先県道中筒賀下線交点から山県郡安芸太田町大字津浪字附ヶ地八番一地先一般国道一九一号交点まで	五・六〇〇 一〇・〇〇〇	一一一・六〇〇	県道中筒賀下線と重複